

1. 上位計画の整理

(1) 尾張都市計画区域マスタープラン

『尾張都市計画区域マスタープラン*』は、愛知県が一市町村を越えた広域的な見地から、尾張都市計画区域*（一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）における区域区分*をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

1) 都市づくりの基本理念

広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり

「元気」

優れた広域交通体系により、航空宇宙産業をはじめとする産業の集積、多くの歴史・文化資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かし、多方面からヒト・モノなどが集まる都市づくりを進めます。

「暮らしやすさ」

地域のコミュニティと生活に必要な都市機能を維持しながら、さらなるスプロール*化を抑制し、歩いて暮らせる生活圏が形成された都市づくりを進めます。

2) 都市づくりの目標

■リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- ・歴史・文化資源、国営木曾三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。

■大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- ・災害危険性の高い地区では、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図ります。

■自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- ・中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。

将来都市構想図



(2) 愛知県広域緑地計画

■計画の理念

- 緑は、生物多様性*の保全、都市環境の改善、防災・減災、レクリエーション、景観形成など、極めて多くの機能を有し、私たちの暮らしはその恩恵の上に成り立っています。また、緑は、人々の五感に働きかけ、ストレス軽減や癒やしなど心理面に作用する機能があることも知られており、私たちの生活と深くかかわり、欠くことのできない存在です。
- これまでは、緑の量の拡大を重点的に進めてきたところですが、これからは、緑の多様な機能が最大限に発揮できるように適切なメンテナンスを行うことや、緑の多様性を維持するための配慮を行うなど、目的に応じて緑の「質」を高めていくことが求められています。
- また、地域の特性にあわせて、多様な主体との連携や協働を充実させて、良好な緑を活用し、魅力的なまちづくりを進めていく視点も重要となってきます。
- そこで、計画の理念を、「緑の質を高め」、「多様な機能を活用」し、良好な生活環境や健康的な暮らし（「豊かな暮らし」）の基盤（「支える」）となる緑を多様な主体と共に連携・協働し、活用していく取組みの推進（「あいちの緑づくり」）を目指し、以下の通りとします。

(計画の理念)

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり

～緑の質を高め 多様な機能を活用～

■3つの緑の基本方針

いのちを守る緑

～基本方針1～

緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

- 人にとっても生き物にとっても「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結びつけます。
- 都市づくりと連携しながら、緑が有する防災・減災機能を発揮し、私たちの安全・安心な暮らしを確保します。
- 水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組をさらに推進し、都市に暮らす私たちが、自然にいきる生き物とともに快適に暮らせるよう、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指します。

暮らしの質を高める緑

～基本方針2～

良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり

- 多様なニーズやライフスタイルがある中で、緑により誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進めます。
- 心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図ります。
- 四季の移ろいを感じられる花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進めます。

交流を生み出す緑

～基本方針3～

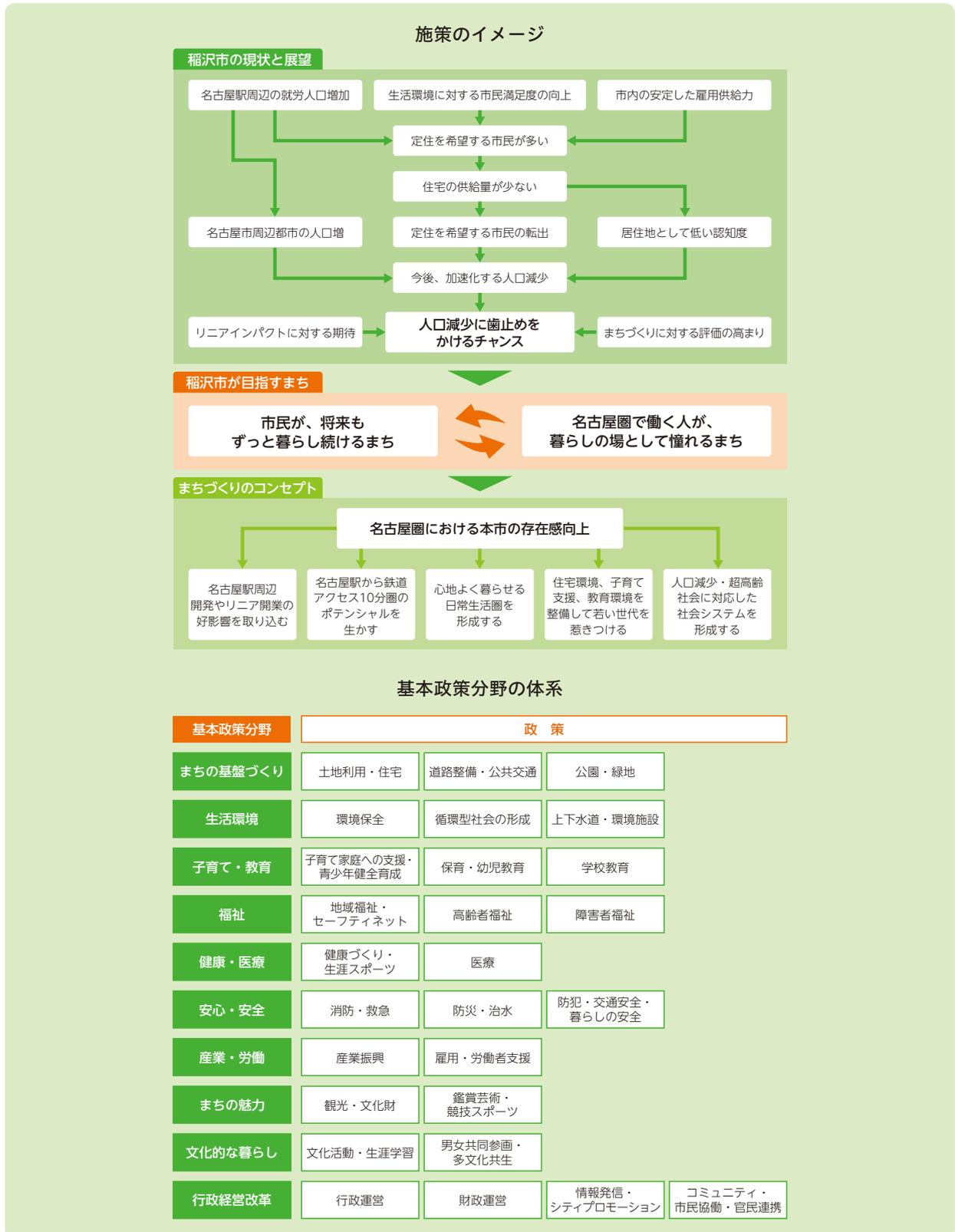
多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

- 交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進めます。
- 愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PRすることで、地域の特色を活かした魅力向上を図ります。
- 多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指します。

(3) 稲沢市ステージアッププラン

『稲沢市ステージアッププラン』は、本市の都市づくりに関する行政運営全般の最上位計画であり、基本的な方針と施策、事業を定めています。

1) 基本的な方向性



2) 基本政策分野別の方針（抜粋）

■まちの基盤づくり

緑を身近に感じる良好な住環境を形成するとともに、幹線道路の整備などにより市街地間の連携強化と広域交通の利便性の向上を図る。

公園・緑地の目標として木曾川周辺の自然環境や公園・緑地、河川などの地域資源を引き続き保全・活用するとともに、地域住民が愛着を持てる公園・緑地を整備することで、市民にとっての憩い・交流の場所を創出する。

■生活環境

持続可能な社会の実現に向けて、自然環境の保全や循環型社会の形成に取り組む。

■子育て・教育

結婚、妊娠、出産、子育てに関する環境をより良いものにするにより、子どもを安心して産み育てることができる社会の形成を図る。また、保育や教育の環境を地域と連携して充実させることで、子どもの健やかな成長を支援する。

■健康・医療

生活習慣病などの発症・重症化を予防し、市民が生涯いきいきと健康に暮らすため、健康を支える環境づくりとスポーツ活動に気軽に取り組める機会づくりに取り組む。

■安心・安全

大規模地震や集中豪雨などの自然災害、特殊詐欺などの犯罪、交通事故などから市民の生命、身体及び財産を守るため、関連機関との密な連携、地域の消防・防災・防犯力の強化、適切な初動対応に重点を置き、安心して安全に暮らせるまちづくりに取り組む。

■まちの魅力

市民が文化的で豊かな暮らしを実現するためにそれらを気軽に体験できる仕組みをつくとともに、地域が一体となって知名度向上と観光振興に取り組むことで、市外からも訪れたいと思われる魅力あるまちを目指す。

3) 土地利用の方針

■基本方針

本市の特徴である地域の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、豊かな市民生活の実現や産業経済活動の振興のため、土地利用の誘導を目指し、住・農・商・工の調和の取れた潤いと活力のある都市の形成を図る。

■ゾーン別基本方針

○市街地ゾーン

- 道路、上下水道、公園・緑地などの都市施設の充実を図り、環境や景観に配慮した住み良い住宅地を形成。
- 稲沢市のブランドイメージを高めるため、名鉄国府宮駅周辺の再整備に優先的に取り組み、低未利用地*の解消及び土地の高度利用*を進めることで、中心市街地として魅力ある都市空間を創出。

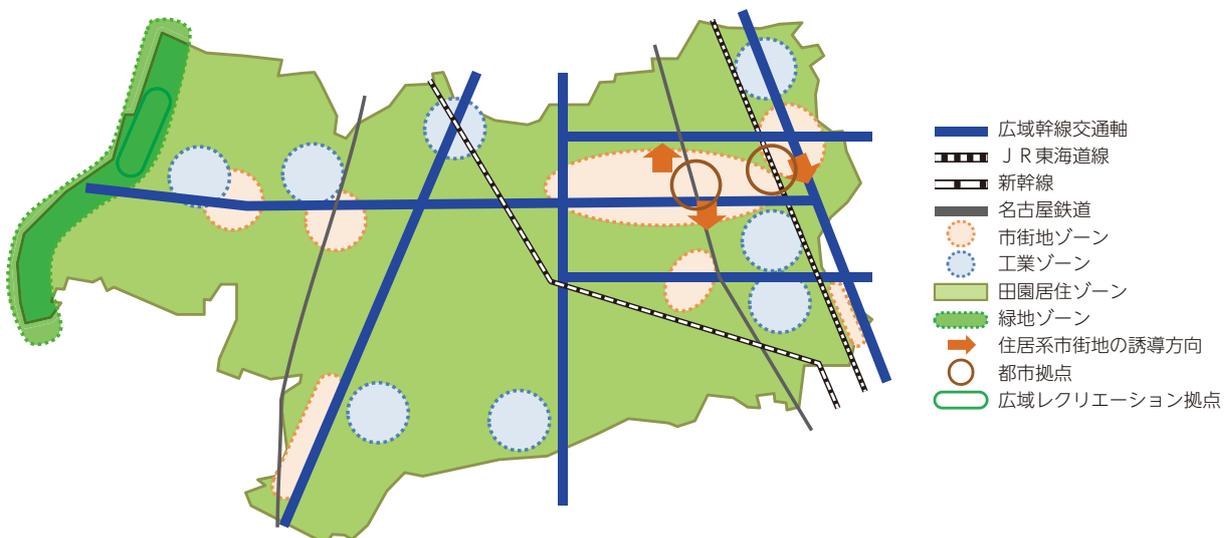
○田園居住ゾーン

- 名鉄国府宮駅、J R 稲沢駅以外の鉄道駅周辺や市街化調整区域*に点在する既存集落・住宅団地については、地区計画*や条例制定などにより住宅の建設を誘導するなどして人口の流出防止を図ることにより、地域コミュニティの維持に努めるとともに、周辺の営農環境と調和した良好な集落を形成。
- 効率的な農業経営を図るための農地の集約を推進し、適切に農地を保全。

○緑地ゾーン

- 木曾三川公園周辺地域の自然環境を保全するとともに、サリオパーク祖父江*周辺地域を「広域レクリエーション拠点」として、余暇活動や自然とのふれあいの場として活用。

土地利用ゾーニング図



2. 関連計画の整理

都市緑地法等の一部を改正する法律

公園・緑地などのオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出など、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであり、また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り生かしながら保全・活用していくため、都市緑地法*等の一部を改正する法律及び関係政省令が、2017（平成29）年6月15日に施行されました。（一部については2018（平成30）年4月1日施行）

■都市公園法など

- 都市公園*で保育所などの設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）
- 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
 - ・収益施設（カフェ、レストランなど）の設置管理者を民間事業者から公募選定
 - ・設置管理許可期間の延伸（10年 → 20年）、建蔽率の緩和など
 - ・民間事業者が広場整備などの公園リニューアルを併せて実施
- 公園内のPFI*事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年 → 30年）
- 公園の活性化に関する協議会の設置

■都市緑地法

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
 - ・市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
 - ・緑地管理機構*の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社など追加

■生産緑地法、都市計画法、建築基準法

- 生産緑地地区*の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限）
- 生産緑地地区*内で直売所、農家レストランなどの設置を可能に
- 新たな用途地域*の類型として田園住居地域を創設
（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

■都市緑地法

- 市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充
 - ・都市公園*の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み